

鳥取県告示第 971 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町郡家字後口谷613の2、613の19から613の22まで、613の25、字小屋床628、字牛尊谷629、630の1から630の33まで、関金町関金宿字瀬戸谷2406の1から2406の4まで、2407の1から2407の5まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町山口字山白水1163の25、字白水奥1181、1187、1194の1、字矢櫃西平ラ1214の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町郡家字山崎3の1、3の3、3の5から3の13まで、字大平ル93の1、94、関金町大鳥居字カゲト700の1、関金町明高字宮ノ前774の1(次の図に示す部分に限る。)、関金町山口字奥浅井2138の1、字中浅井2149、2151、字山天神河内2378の2(次の図に示す部分に限る。)、2378の3、関金町堀字嘉ノ首3480、3485の1、3485の2、3486の1、3487の1、字奥宮原ノ二3488の1、3488の7、3489の1、3491の1、3491の2、3492の1から3492の3まで、3493の1、字奥宮原ノ一3488の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)